

(議長)

次に日程第26、発議第4号へ移る前に、地方自治法第117条の規定により、田畑議員は除斥対象となりますので、退場を求めます。

(議長)

ちゃんと聞いていましたか今の。除斥の対象となりますので、退場して下さい。

(田畑議員 退場)

(議長)

日程第26、発議第4号、田畑豊利議員に対する辞職勧告決議(案)についてを議題と致します。

本案については、本年10月1日開催の議会全員協議会において、その概要を説明しておりますので、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第4号、田畑豊利議員に対する辞職、辞職勧告決議案について、賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、発議第4号については、原案の通り決しました。

田畑議員の入場を求めます。

(田畑議員 入場)

(議長)

ただいまの議決に基づいて、これから田畑議員に対し、決議文を読み上げ、読み上げます。

田畑議員の起立を求めます。

(議長)

田畑豊利議員に対する辞職勧告決議。

田畑豊利議員は、昨年、江差町議会の解散請求手続きを行った際、その要旨において、虚偽の記述や議会並びに他の現職議員を侮辱するような文言を記載しており、その真意を問う、問うた際も、他の議員は町長の傀儡であるという発言を複数繰り返したところである。

これに対し、議員としての資質向上に努めるとともに、根拠のない記述や、記載や、発言は厳に慎み、知覚と責任ある行動を行うよう、猛省を強く求める問責決議を令和5年12月13日に可決したところであります。

また、令和6年第1回定例会においては、田畑議員自身が侮辱されたことに立腹し、議長からの静止命令を無視し、町長に暴行を行うような勢いで迫った行為は、議場における暴行未遂や秩序維持に反し議事を妨害するものとして、出席停止の懲罰処分を令和6年3月6日に可決したところであります。

しかしながらこの間、反省の意を示すことなく、前回と同様の江差町議会、江差町には議会がありません、町長の傀儡物、イエスマン集団、ものを言う議員はゼロなど、議会並びに他の現職議員を侮辱した文言により、令和6年9月5日江差町議会の解散請求手続きを行い、更に同内容のビラを町内各所の個人宅に配布を行っていたものである。

他の者を侮辱し、自分の意に沿わないものは排除するような言動は、極めて独善的な行為であり、議員としての資質に欠けると言わざるを得ない。

我々議員は、町民の厳粛な信託を受けた代表者であり、良識と責任を持って政治的判断や活動を行っており、田畑豊利議員の発言や行動は、それとは相反するもので、言語道断であり、断じて許されるものではない。

よって、本町議会は田畑豊利議員自ら議員を辞職されることが適当と判断し、ここにそれを求めるものである。

以上決議する。令和6年12月10日、江差町議会。

田畑議員は着席を願います。

(田畑議員より発言を求める声あり。)

(議長)

発言は認めません。

(田畑議員より発言を求める声あり。)

(議長)

一度、えーいいですか。

(田畑議員より発言を求める声あり。)

(議長)

認められません。

田畑議員、あなたは一度、えーと議員辞職、あー問責決議を受けてる、受けてるんですよ。それを反省もしないで、資格、話す資格はありません。

(田畑議員より発言を求める声あり。)

(議長)

以上で本件は終わります。以上で本件を終わります。

以上で本件は付議された案件については全て。

(田畑議員、発言を求めるため自席を立ち、議長席の方へ)

(議長)

着席してください。

これで会議を閉じます。令和6年、

(田畑議員、議場中央で発言しながら、持っていた書類を投げる)

(議長)

暫時休憩致します。

休憩 14 : 47

再開 14 : 48

(議長)

はい、わかりました。

休憩を閉じます。

(議長)

これで会議を閉じます。

令和6年第4回江差町議会定例会を閉会致します。

皆さん大変ご苦勞様でした。ご協力ありがとうございました。

閉会 14 : 49